

【教育部関係】

議案第64号 令和7年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）

（補足説明）なし

（質 疑）

○Q 補正予算の4ページ、伺っていたかもしれないんですけど、この時期にこの補正予算を組んだ理由と、伊豆中学校のどの活動時間に組み込むのか、委託料の内容について、教えてください。

○A まず、いつから始まっているのかというところですけども、これにつきましては放課後の時間を利用し、6月からスタートをさせていただいているところです。

ただ、こちらについて、現在は慶應義塾大学との連携協定によりまして、機材を慶応からお借りしてやっているという形になります。なので、継続的にやっていくという形になって参りますと、やはり実際に物品があった方が、主体的に学べ、継続的に借りるのは高いという判断のもと、今回9月の補正に上げさせていただいたという形になります。委託料の内容ですが、VR ゴーグルの購入、あとは仮想空間を作るための作業用のパソコン、タブレットの購入、あとは画像を加工するためのソフトのライセンスなどがあるんですけども、最終的にはこういったものも含まれますので、その作業も込みで、委託料という形で今回計上させていただいたという形になります。

○Q 今副委員長聞いてくれたんですけど、せっかく来ていただいているので、もうちょっと6月からどういう使い方しているのかっていうのを確認させてもらっていいですか。今回ゴーグル1個なのかな。その個数とか多分6月からということでこれを使った取り組みをしているんだけど、今後はもっと自前の台数を増やしていくのかとか、そのあたりを2つ確認させてください。

○A そもそもXRというところがやはり子供たちも最初わかってないところもありますので、その辺の解説から始めさせていただいております。導入からですねVRのゴーグルを使って、実際にこういうことなんだよっていうことを、まずは実体験をしていただいております。最終的には、例えばここに映っているものを、自分たちで作っていくんだというような年間的な、流れっていうところをお示しした上で、今作業に取りかかっているという形になっております。

台数ですが、VR ゴーグルは8台。作業用のパソコンは、6台。作業用のタブレットについては、2台ということで想定をしております。当然画像の加工につきましてはそれに対するライセンス、要はタブレットとパソコン台分ということになりますので8台分

のライセンスをとらせていただいている形になります。

○Q 要するにゴーグルを使ってやっていることってというのは、いわゆるメタバースみたいな空間を作って子供たちに何をさせようとしてるのかっていうのを説明してもらっていいですか。

○A まず、例えば浸水したっていうところをこの VR ゴーグルの中で見ていただいて、子供たちは目の前の光景にどうやっていったらいいんだろうとそこを考えることがやはり大事じゃないかなというふうに考え、そこを認識させるために、そういった画像を子供たちが作り上げて、自分たちも体験しつつ、今度はそれを他の生徒や市民の皆さんに拡大して、体験してもらおうということが可能になってくれば、学校も地域も防災意識が高まるのではないかなというふうに考えております。

○A VR、バーチャルリアリティですが、いわゆる仮想空間でよりリアルな災害状況を疑似体験することで、その危険性への理解や、後の適切な行動を促すような、導きなんかを得るために、こういうものを使ってやることになります。ただ、これをずっとやり続けるのではなく、実際の国土地理院の地図を使って地形を落とし込んで VR に反映させたり、これから得た情報を自分たちのまとめとして、例えばパワーポイントでまとめるなど、そういう力を様々な角度から育むために、VR ゴーグルなどを使ってやる XR 防災教育を、今回本当に革新的な教育手法ということで慶應義塾大学と協定を結ばせていただいて進めているということになります。

○Q 一般質問である程度聞かせていただきましたが、放課後の時間に取り組んでいきたいということですが、8 台だと 8 人。8 台で足りるか心配してます。たくさん来るとお互いに貸し借りしてその時間体がダブりますよね。と同時に、現状その点の子供たちの、ここに参画したいという、何ていうかな。へえ。そういう想定をもうすでにとってんのかどうかっていうことと、それからいずれは授業の中に入れると、今回はない内容ですけどね。もうちょっと先、そんなに遠い先じゃなくて、今年いっぱいいわゆるこの、この年度の XR の到達目標をどこまで決めているのか、教育委員会の方針をお聞かせください。

○A 現状この 8 台は人数に反映をされていて、10 人くらいでやっておりますので何とかなるような格好にさせていただきます。その中で VR ゴーグルの活用ができるっていう形をさせていただいております。到達目標は、まず今年度は XR というものはどういうものかっていうことを勉強してもらおうっていうことと、あとは画像体験を作り上げることが、かなり大きな要素にはなってくるのかなと思っております。最終的には慶應義塾大学の

藤沢キャンパスへ行って、成果の発表をさせていただくっていうような形が取れば、1つの成果として、こういうことに変えてきたんだっていうところが今年の終着点ではないかなというふうに考えております。

○Q 今年度の予算をどうするかということで補正予算組まれて提案されているんですけども、8人から10人くらいの人数で今年度はやっていきたいということで、ちょっと気になるのは、増えたらどうするのかと、お願いします。

○A まずは今の人数で進めさせていただいておりますけれども、活動をいろいろとやっているとなんかやっていると当然出てくるかと思えます。あとは発表の機会とかもあれば、こういうことをやってみたいっていう生徒さんもまた増えてくるのではないかなというふうにも考えています。基本的にVRゴーグル自体がそもそも1人1台っていう感覚ではなくて、VRゴーグルはグループで使ってもらう形もとれるのではないかと考えております。ただし、それが余りにも好評で、い人数が来てしまったということであれば、またそこについてはVRゴーグルの追加等も考えていかなければならないでしょうし、あとはやり方も当然考えていくところで、今の時点は、放課後の時間を利用してという形をとっているって形になります。

(委員外委員) なし

(討議) なし

(討論・採決) 市民部、健康福祉部を合わせて行う

議案第 74 号 財産の取得について

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q GIGA スクール用端末費 1,581 台とあります。この台数ですが、これは児童生徒数分だけなのかそれとも余分に、例えば予備として貸し出しなどそういう台数も入っているのか、県との共同調達ということだったので何か制限があるのか聞かせてください。

○A 基本的には生徒児童生徒数、あと予備機という形でカウントされているところでございます。

○Q 児童生徒数だけではなくて予備の分もあるということで、それはその児童生徒数に対しての割合として、決まった台数でしょうか。数としてはどのくらい予備があるのでしょうか。

○A 台数的には 10 台が予備ということで、残りについては生徒数分になります。

○Q 県で共同調達するということで、伊豆市では調達をしたと聞いています。県で共同調達するに当たり、台数に制限があるとかそういうことがあるのでしょうか。

○A そこは特にはないというふうに伺ってます。

○Q 契約を見ますと随意契約による契約となっていますが、一般的には競争入札するんですけども、随意契約の理由についてご説明願います。

○A これにつきましては、本来市としてやるのであれば、競争入札という形になろうかと思えます。ただ、議会の冒頭でも説明をさせていただいておりますけれども、第 1 期の端末購入の際に、製品があちこちで買われるということで、かなりの製品不足が全国的に発生したというような事情がございます。その辺をかんがみまして、こちらの方が各都道府県で国費によって基金というものを設置しております。その基金というのが静岡県は静岡県公立学校情報通信機器整備基金になるのですが、そういったものを設けながら、県主導でまずは入札をしましょうという話になりました。ということで、県主導で共同調達をさせていただいて、県主導の入札を行う。そこで決まった業者と、市町がここに随契を締約決するという形で伺っております。

なので、逆に全体量からしますと、県で数もまとまりますので、市で入札を行うより、県で入札を行った方が安価ではないかなというふうにも考えております。

○A 補足させていただきます。この共同調達方式は、国の方針がまずありまして、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策、日本経済の新たなステージに向けてということで、令和 5 年の 11 月の閣議決定を受けまして、GIGA 端末の計画的な更新とか、各自治

体の端末更新における効率的な執行を図ることを目的に先ほど、課長が申し上げました、県で基金を設置して、原則、県内の市町とともに端末の共同購入をするというような方針に基づいて行われています。静岡県では先ほどの基金を設けて、これで共同調達ということを実施して、県が入札を行った業者と各市町が随意契約を結ぶということでこの補助金を受けるにはそれが前提となるということで実施をしております。

○A 申し訳ございません。先ほどちょっと予備機 10 台というふうに申し上げましたけれども、規定によりまして予備機 15%以内というような規定があるということで、1375 台が児童生徒の割り当てのパソコンの数、それに予備機 206 台で今回は随意契約をさせていただきたいという形になります。

○Q 今回、国の方針で共同調達が行われることになって、それに則って、市で調達をしようとしたときには、予備機に 15%でしたっけ。括りというか、そういうことが生じるということですね。

○A 教員についてもその予備機を活用できるという形になります。

○Q こういう機械っていうのは本当に目まぐるしく進歩して、県のやり方で買うんだったら 15%以内で買っていいですよってなったのか、それとも伊豆市は目いっぱい買おうよっていうことになったんですか。将来的に見たときに必要かどうかわからない 15%っていうのが、使わない機材もひょっとしたら出てくるかもしれない。そこをもう少しお話聞かせてください。

○A 今回の購入端末につきましては、公立学校情報機器整備費補助金というものに準じていまして、この補助金の要望を上げた段階で、伊豆市は大体の先生と生徒児童生徒の人数で 1,600 台の要望上げました。そうして交付決定としてついた台数というのが、1,581 台になります。そのうち、先ほど課長が申しましたけれども、児童生徒の人数というのが 1,375 人になります。15%以内は予備機で見ていいってことで、予備機の中には当然先生の分も含まれますので、15%のマックスで見たときに、206 台を取らせてもらって、1,581 台になっているという形になります。ですので、本当の純粋な予備機というのは先生の人数を引けば、206 台ありません。あと今までの修繕の実績から見ても、大体年間 130 とか多いときは 200 ぐらい修理が出ていますので、決して予備機が多いっていうわけではない状態でやっているんですけども、今の補助金のルールの中ではこういうやり方で運用しなさいってことになっていますので、そういう形で運用させていただいています。

○Q なかなか議員も最新の状態についていけない部分もあるかなと思うので、そもそも

のところからもう 1 回確認しますけど、今回端末を入れ替えるんだけど、今説明があったように補助金もあって、ここで目いっぱいそれ使って入れ替えます、ものについては資料つけてもらったのを見てますけども。

要するにここで入れ替えれば新しくなるので、今まで使ってきたものが、いろいろあるけど経年劣化は当然ありますから、新しいものにどこかで変えなきゃならないので、この補助金使ってここで入れ替えるっていうことだと思うんです。最新のものがどんどん出ていくけど大丈夫かっていう話もあったんだけど、これクロームブックだから chromeOS って自動的に更新されてくんですよね。例えば第何世代とか Windows の幾つになるとかっていうのは関係なしに、OS は自動更新してくれてくるので、そういうメンテナンスは必要ないんですよね。だから、壊れなければ使い続けられるものだよっていうことで。資料見ていくと、HB よりやわらかい鉛筆をタッチペンとして使えますってことなので、タッチペンを別に買う必要はなくて、鉛筆で書き込めるというもののなので、目いっぱいここで入れたっていうふうに理解していますけど、そんな理解でいいんですかね。今までのものはまだ全然使えなくはないけど、もうそろそろ変えたほうがいいよねっていうタイミングもあったので、推奨されている端末を入れたという、そういう理解でいいですか。

○A それで結構です。

○Q 今までの端末は何年ぐらい使用して、新規の端末は今後何年使うのか決まっているんでしょうか。それともう 1 つ、この取得金額のうちの補助金というのはどのくらいあるのか教えていただきたい。

○A 現在のクロームブックは令和 3 年の 2 月に購入していますので、令和 4 年から本格的に使われています。

補助金に関して、公立学校情報機器整備補助金につきましては、1 台当たり 5 万 5000 円が上限で 3 分の 2 の補助という形で伺っております。

○A 先ほど申しましたこの国の政策や県の政策で、またこの 5 年後にそういうふうな形になるのではないかと想定してます。実際今回も 5 年で更新を迎えることができたんですが、実はもう、財政と相談して、基金も積んでいまして、それを充ててどうやっていこうかと考えていたところに県の共同調達の話があったので、今回 5 年ということで更新させていただきました。

この国の政策とか、県の補助金や基金が続く限りは 5 年サイクルでいくんではないかというふうには今のところ想定してますし、また機器も 5 年ごとぐらいで変えたほうが

理想ではないのかというふうに考えております。

(委員外議員) あり

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案可決。

【市民部】

議案第 51 号 令和 6 年度伊豆市国民健康保険特別会計歳出決算の認定について
--

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 最初に総括的に伺います。国民健康保険事業というのは未来を見据えてやるのでね。その歳入をどうするかっていうことは、ある意味後回しで、先に支出が想定して、それを賄えるような、収入をどうするかっていうことになると、ある意味では難しさがあると思うんですけども。この数年間、国保事業そのものの財政の仕組みっていうのが変わってきたのかなと思うんですよね。でも国保会計をするにあたって、私が昔関わってたときには、国保の収入をどうやって見るかっていうと、当然医療費が中心になってかかるんですけども。3年4年を見越して、国保会計がこれでいいのかどうかという算定するっていうことだったんですけども、それはいまだに変わらないですか。

○A 国保の事業の運営について、今、県で、まとめて給付を行うようになっております。市は県に納付金という形で県に市税等を納付し、市税の算定についてはその納付金ベースに、県の標準的なベースに合わせることを今目標に税率等を決めていっているわけですけど。それに合わせて県で統一を目標に進めているところです。そういった形で今その納付金をベースとした、税率等の決め方で、会計運営しているところです。

○Q 当然、市の持っているお金っていうかな。国保会計に市が出すお金、それから国が出すお金、県が出すお金で、市が出す中においても、行政側が出す分と、ここに加入している市民が出す分っていうふうに分けられると思うんですね。それを算定するにあたって、今のお話ですと、たまたま資料が見つかったけども、県提供資料の中で、令和6年

度の伊豆市の納付金額は幾らですよってということで、標準を決められていると思うんですけども、国保会計全体見たときに、この納付金のみで、国保会計を作ってその結果として、今回の決算ということになるには、その大元っていうのは今、先ほどお話した3、4年で市民が国保を使うお金を想定しながら、算出するということと私はそう思ったんですけども、そういう考えじゃないんですか。

○A 県全体でトータルの給付額を算定しています。市も実際にどれくらいかかるかっていうのは、3年というより直近の被保険者の推移とかを見ながら、どれくらい医療費がかかるかっていうのは、予算は立てているところです。

○Q いわゆる大きく分けて保険給付費と、それから税の関係を見たときに、予算と決算の比較をしてみたんですが、保険給付費はほぼ予算と決算が100%に近いですよ。国保税はどうかっていうと、当然予算立てるときに後で補正をプラスする可能性があるなど思いながら、この決算書を見さしてもらった。結果的に決算として8000万円プラスなんですよ。この決算を出すにあたって、担当はどのように分析されたんでしょうか。してないんでしょうか。お考えがあったら聞かしてください。

○A まず決算で差額が7200万ぐらい出ております。この差額が出た要因としては、前年度からの繰り越しや県からの交付金等が主な要因となっております。それは、事業を行ってないということではなくて、元々繰り越されたものが、そのまま翌年度へまた繰り越されるような、毎年少し積み上がったような形と考えております。

○Q 県から提示された令和6年度の納付金額は、約8億8,800万円。この数値を決算書見てもわかんないので。県が提示した8億8,800万円は、この決算書の中のどこにあるかわかるでしょうか。

○A 決算成果説明資料の中で言いますと、189ページの3款、国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分の、5億6,729万円と190ページの一般被保険者後期高齢者支援金等分の2億4,049万3,000円と、一番下の介護納付金分の7,999万7,000円、その3つを足したものが、約8億8800万円になります。

○Q 国保財政を市民のために使うことは当然のことだと思うんですよ。ですが、こういう決算をするにあたって、国保会計というのは一体全体何なのっていう時に、国保のホームページなんか見ると助け合い制度って言っているんですけども、そういう考え方のもとでやっているっていうことですか。

○A 保険事業としまして、当然社会保険等々あります。社会保険に入っていない方、自営業などそういった方に対しての保険ということで、助け合いをするということで保険者

として国保事業を進めております。

○Q 助け合いですね。別に悪いっているわけではなく、そういう考え方を持っているんだなと思いました。国保に入ってらっしゃる方の人数がだんだん減ってきているっていうことが統計的に見てわかるんだけど、1つだけお尋ねしたい。一般被保険者数が、7,000から8,000人ぐらいの中で、年金生活者というのは何%ぐらい占めていますか。その数値はこの決算のときに出ているのでしょうか。

○A 決算の数字としてそういった内訳等は載せてはいないんですが、年金生活者の方が割合的には一番多いと思います。

○Q 決算の状況、過去遡ると、世帯数と被保険者数が3月31日現在に世帯数何人何人ですと出ていて、年金生活者とか自営業の方が何人というところまではデータはないんですけども。自営業の方が多いと景気の変動あるのだけでも、それなりに稼げる人だと、収入があって、国保税が当然プラスアルファなる。でも、年金生活者になると、今ご存じのように年金はなかなか上がらないと。そうすると職員もどこから捻出しようかということで四苦八苦すると思うんです。どうしても足りなければ、国保税値上げするならば、均等割はぽっと上げればいいんですよね。だからそういう意味で、年金生活者は何人かってことは掴めてないってことですか。自営業の方と年金生活者の方のことがこの国保会計にも多く影響すると思うんで、お尋ねしているんですけども、わかったら教えてください。

○A 職種で分けてはいないんですけど、その方がどういった世帯構成で、100万円未満の世帯が何世帯あるとか、そういった所得階層の把握をして、税の計算に反映しております。

○Q 所得割を見たって、その中に年金生活者入ってこないですよ。年金生活者が本当に苦しい、全国的に見てもそうですよ。そこは分析されてないということでもいいですか。

○A 先ほど申しました通り、所得が幾らかと階層別に把握しておりまして、所得がない方に対しては軽減がかかる、所得のない年金生活者は7割の軽減がかかります。

そういった所得なしの方が、1,300から1,400人ぐらい。6年度の状況なんですが、100万未満の所得も1,800人ぐらいいますので、半分まではいかないですけど、それぐらいは低所得の階層としてとらえております。

○委員長 よろしいですか。質疑はありませんか。

(発言する人なし)

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) あり

(採 決) 挙手多数。原案認定。

議案第 52 号 令和 6 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳出決算の認定について

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 後期高齢者の加入者の人数を教えてください。

○A 令和 7 年 1 月末現在、6,858 人となっております。

○Q 前年対比の関係でどのぐらい増えているのでしょうか、減っているのでしょうか。

○A 前年度の同時期が 6,757 人で、101 人増となっております。

○Q この期間の中で、後期高齢者医療保険は、令和 5 年度と同じような数値で、高齢者に保険料を払ってもらっているということと、均等割が 1 人当たりいくらになるかお願いします。

○A 今数字が出てこないので後程お答えさせていただきます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手多数。原案認定。

議案第 64 号 令和 6 年度伊豆市一般会計補正予算（第 4 回）

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 2 款の総務費中長期在留者居住地届出のところで、届出用端末購入費ということで

57 万円国庫支出金から支出されています。この事務について、例えば国の制度が何か変わったとかで、その端末を購入しなければいけなくなったということでしょうか。その具体的な内容を教えてください。

○A 今回、入管法等の一部改正によって、市において在留カード及び特定在留カードと申しまして、マイナンバーカードと在留カードが一緒になったものですが、特定在留カードの IC チップに居住地の記録をすることになったため、住居地届け出等の事務を行います。本庁及び支所の窓口で専用端末を各 1 台設置するものです。

○Q この中長期在留という 3 ヶ月以上の在留資格を持つ外国人が対象ということだと思うんですけど、そういう方たちの在留カードとマイナンバーカードが一体化する。在留する資格を持っている外国の方たちもマイナンバーカードをこれから作るんですか、もう作ってもらっているんですか。

○A 現在、在留カード持っている方もマイナンバーカードは作っていただいております。

○Q その在留カードを持っている伊豆市に住んでいらっしゃる外国の方の人数は教えてもらうことはできるのでしょうか。

○A 今人数は数字をちょっと把握しておりません。

○A 外国人のマイナンバーカードについては、外国人の在留期間までしかマイナンバーカードを所持することができないので、1 人に対して何枚も出ている可能性があります。在留期間が切れるとまた新しいカードを作るということになっていて、その間に更新の手続きができればずっと 1 人の方が 1 枚のカードで済みますが、切れてしまうとまた新しいカードを発行する必要があるので、1 人に対して在留期間の更新の度にカードが発行されている場合もあるので、枚数というのが計算できないという状態です。

○Q 枚数ということではなくて、外国の方々が伊豆市にどのぐらい居住されているかということ、例えば、個人情報の関係で、オープンにできないのかなと思ったのですけど聞いてみました。

○A 外国人の住民の登録状況について数字は把握しております。令和 7 年 8 月 1 日現在の外国人の登録状況ですが、男が 177 人、女が 343 人、合計で 520 人となっております。

○Q もう 1 つだけ、この数っていうのは、急激に増えている数なんですか。

○A 急激ということは言い切れませんが、年々増えている状況ではございます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 健康福祉部と併せて行う

議案第 65 号 令和 7 年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 回)

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 10 款、子ども・子育て支援事業費補助金、システム改修ということで載っています。子ども・子育てなので、子育て支援課と思ったんですけど、子ども・子育て支援金制度が来年度から始まるので、その準備ということかなと思います。確認ですけども、国保から徴収されるということで市民課になっているということによろしいですか。

○A 子ども・子育て支援金制度は、子育て世帯を支える新しい仕組みとして、医療保険、市で言えば国民健康保険、後期高齢者医療保険もそうなります。社会保険もそうです。すべての保険から、子ども・子育て支援金ということで、令和 8 年度から徴収して、県を通して国に納めます。そのシステムを改修するために今回補正予算として計上させていただきました。

○Q どのぐらい加算され、徴収されるんでしょうか。

○A 国民健康保険につきましては国の試算で、令和 8 年度は、ひと月あたり 250 円、1 年間にしますと 1 人当たり 3,000 円ぐらいになります。これが段階的に令和 9 年度はひと月 300 円で年間 3600 円。令和 10 年度はひと月当たり 400 円で年間 4800 円という金額となっております。あと、18 歳未満につきましては、均等割分について徴収しないこととなっております。

○Q この子ども・子育て支援金制度というので徴収された金額は、どのようなことが始まるので、徴収されることになるでしょう。

○A 子ども・子育て支援法にのっとりた形で、令和 6 年 10 月から児童手当や妊婦の支援給付金、出生後の休業支援給付金、こども誰でも通園制度等、大体子ども 1 人当たり給付の改善額として、平均 146 万円ぐらい増えるような形で試算がされております。

○Q 75 ページ歳出で、国保事務処理システム改修委託料。何を改修するのか、何をどのようにするからこれだけのお金が必要なのかお願いします。

○A 今、国保税の構成が医療給付分と後期高齢者支援分と介護納付金分 3 つで徴収していますが、それに加えて、今回子ども・子育て支援金制度が新たに追加になりますので、そちらの税の計算や、通知書の内容変更など、そういった部分についてのシステムの改修となっております。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。

議案第 66 号 令和 7 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 回)
--

(補足説明) なし

(質 疑) なし

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。

議案第 69 号 伊豆市印鑑条例の一部改正について

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 新旧対照表の改正前は再交付、それが引換交付申請書っていう文章の入れ替えやっているんですけどよくわかりませんので説明してください。

○A 再交付と引換交付の違いについてですが、実務的には変わりありません。今回の基幹業務システムの標準化に伴い、仕様書の内容に合わせて文言を整理したので引換交付と変えてございます。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。

【健康福祉部】

議案第 53 号 令和 6 年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
--

(補足説明) なし

(質 疑)

○Q 訪問介護、2024 年ぐらいだったか、国が報酬を下げました。訪問介護の事業所が、伊豆市も 1 つだけあり、この半年間いろいろと聞いてきたのですが、「やらない、採算が合いません」ということでした。その影響というのは、この決算の中に出ていますか。

○A 訪問介護ヘルパーの事業の決算については、この単年で見て、すぐに影響があることではないと思っています。事業所に、今どういう状況か確認も近いうちにするんですが、働く方が市内で 45 人ぐらいいて、給与が足りているかというのはなかなかお聞きできてないんですけれども、天城、中伊豆、修善寺はヘルパーの充足がある程度できているということを事業者から聞いていて、土肥はどうしても地域性があるので、なかなか人数的にも厳しいところもありますが何とか回っているっていうようなことを聞いていますので、決算額にすぐに何か影響がすぐにあったということではないかなというふうに考えております。

○Q これだけ高齢化率が高い中であって、元気に過ごせればいいんですけども、どうしたって、身体の不調なんかあって、自分ところに来てくださいと、生活援助してくださいという人たちが多分増える可能性があるでしょう。自宅で過ごしている方がだんだん増えてくる。その実態っていうのは、今から具体的に訪問をやっている事業所に行って調査をするっていうことでいいですか。

○A ヒアリングは決算にあたってさせてもらいましたが、介護保険の計画で 3 年ごとに見直しをしておりますので、来年度が 3 年ごとの計画の見直しになりますので、事業所に、今の状況などヒアリングしたいと思います。

○Q 地域包括支援センターが中心になって、高齢者の健康とか、命を守ってあげる、日常生

活を元気に過ごせるように頑張っていると思います。私は、地域包括支援センターの役割は極めて重要なのかなと思います。高齢者がどんどん増えていくと介護保険制度を受ける高齢者が増えるという前提条件のもとで、6年度の職員配置数状況、修善寺、土肥、天城、中伊豆それぞれの圏域があって、大体2、3人で運営されているんですよね。その中心的メンバーが、保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員などがいらっしゃるんですけど、人数的に、6年度は十分に確保できましたか。

○A 包括支援センターの運営ですけど、包括支援センターの職員で賄えているのかどうかっていうところですが、大体中学校区に1つ包括支援センターを置くという国の指針があります。人数についても、それぞれ、先ほどおっしゃったような専門の職種を置くということがあります。人数も何千人に何人っていうのもあり、その基準で言えば十分あるんです。今回中学校も、合併しているということがあって、高齢者も、現状でいうと65歳の方は少なくなってきました。後期高齢者はちょっとまだ増えて、あと何年か増えるんですけど、将来的には全体的な人口減少とともに減ってくると考えているので、包括支援センターの人数の見直しっていうのも、今後必要になってくると思っています。今の段階では、包括支援センターの高齢者を見守るという部分では、ある程度見られていると思うんですけど、いろんなサービスがあって、専門職の他にもケアマネがいたり、いろんな方が必要ですので、それを見ると今の基準で見れば、ちょっと多いものですからしっかりそこは見ていかなきゃいけないというふうに考えております。

○Q 今課長が言われた基準で見るといったときに、この中に当然予算編成されていると思うんですが、基準って国の基準ですか。

○A 条例には定めているんですけど、国の基準ですね。包括支援センターが合併以後できてから、数の見直し、直営でやってたときもあったり、人口が変わってますので、しっかりと見直しはしていかなければいけないと思っていますので、基準は国の方の指針があるという形です。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討 論) あり

(採 決) 挙手多数。原案認定。

（補足説明）なし

（質 疑）

○Q 情報共有のために、質問させてください。補正予算資料の 3 ページ。3 款、1、社会福祉総務費の忠魂碑周辺改修に関わる工事費、この工事の内容について教えてください。

○A 忠魂碑の周辺整備工事の概要ですが、中伊豆地区の原保の忠魂碑になります。そこは、旧上大見村の役場がありまして、そのあと農協に所有権移転をします。その後、民間の方に所有権が移転されまして、忠魂碑の正面から出入りするときには、その民地を通して忠魂碑に入るようになります。今回の工事は、忠魂碑の横に市道が走っていきまして、その市道から忠魂碑に直接出入りできるように工事を考えてございます。

○Q 今現在、忠魂碑があるところは、伊豆市の市有地ということよろしいですね。

○A 忠魂碑の場所の所有は、市の土地になります。

○Q 他に忠魂碑が市有地に存在しているのは何ヶ所ぐらいあるかわかりますでしょうか。

○A 現在、市では遺族会があります。遺族会で管理或いは管理していた忠魂碑が、修善寺地区が全部で 5 ヶ所、天城地区が 2 ヶ所、中伊豆地区が今回の原保の忠魂碑も含めて 4 ヶ所、あと建物がございます。中伊豆が 2 ヶ所、土肥が 2 ヶ所になります。そのうち、本立野の東小の横にあるプールのところの忠魂碑が市有地になります。あと修善寺地区で言いますと自然公園内に忠魂碑がございます、それもやはり市有地になります。それと、八幡の忠魂碑につきましても市有地となり、あと上白岩にあります忠魂碑につきましても市有地になります。それと八幡にあります忠魂殿というものがあるんですが、そこらにつきましても市有地、それと土肥の土肥神社の横に静霊神社がありますが、そこも市有地になります。それと土肥の八木沢、大久保ですけども、そこには忠霊塔というのがございまして、そこもやはり市有地というような形になります。

○Q そうすると、今回のケースのようなことが仮に今後発生した場合には、やはり市の税金を使うということになるのでしょうか。

○A 今、遺族会の会員が、高齢化と会員数の減少という問題が出てきてます。今後忠魂碑の維持管理という部分につきましては、遺族会とも協議を重ね、また社会福祉協議会とも、いろいろ協議を重ねて、今後の維持管理をどうしていこうかというところを協議して進めていきたいと思っております。ただ忠魂碑の一番大きいものが 3 メーター以上あると、なかなか大きい忠魂碑がありますので、その点検を今後進めていきながら、修繕が必

要かどうか、そういうところも調査して考えていきたいと思います。

○Q 管理担当が社会福祉課になっているけど、これは市が持っているものだから、普通財産のように資産経営課で管理するっていう検討は今現在にはなされていないのか。遺族会の皆さんが管理していたので社会福祉課に入っているのかなっていうふうに思うんですけど、その辺の経緯とこの先の見通しっていうのは、庁内でどうなっているのか確認させてください。

○A もともと忠魂碑が建てられた経緯というのが、旧軍人会であったりとか、そういうもともと作ったところ、或いは村で作ったとか、旧村単位で各小学校であったり、庁舎の後であったりとか、そういうところに建てられています。今後遺族会の減少等も踏まえて、庁内でどういう連携を取っているかというところなんですけど、その部分につきましては今の段階で調整は図ってない状況です。ただ今後、かなり数も多いですので、検討しなきゃいけないかなと思っています。

○Q これから検討しなきゃいけないっていう課題認識を持っているっていうところはわかりました。先ほどの答弁の中でも、遺族会の皆さんも高齢化が進んでいるということで、私の地元でも、もともとは遺族会の皆さんが主体的に管理していただいているという認識でしたが、中心になっている方ができなくなっていくにつれ、荒れている状態になったことが見受けられます。その辺の調査もこれからはなきゃいけないと思っています。すってことだったので、遺族会の皆さんの管理の手が行き届かなくなっている状況が把握されているというところまではいいんですかね。

○A 遺族会とは予算の関係もありまして、年に1回会長や役員も踏まえて話を聞く機会があります。その中でやはり高齢化等で、草刈をやるとか、そういうことができなくなってきたよというようなことは十分承知はしてますので、今後の課題かなと思っています。

○Q 忠魂碑に関して、高齢化に伴って遺族会の皆さんの管理が大変になってきたっていうことですが、金銭的にその補助しているとかっていう経緯はあるのか確認させてください。

○A 遺族会には社会福祉協議会に市から補助を出しまして、社会福祉協議会から遺族会に補助金を出しています。遺族会で管理等をやっていますけども、今後草刈とか維持管理なども踏まえて、費用等も検討していきながら、市は助成という形で支援していきたいなと思っています。

○Q 今全般的なことを教えていただきました。今回の補正に関しては、たまたまその忠魂碑が所有権の移転に伴って、民地を通らないと管理するにしても行けなくなっちゃった

ので、そこに行けるようにするための工事をやりますよってということで特殊なケースですね。それとは別にそういう問題があるよっていう今こっちで話をさせてもらいました。今回の補正は特殊なケースで同じような場所はないっていうとらえていいですか。

○A 私たちも昨年度、半年かけて忠魂碑をいろいろ回りました。その中で今回補正を出した部分が、今後維持管理をする上で、早急にやる必要があると考えていますので、その他の部分につきましてはないと考えてます。

○Q 管理に関して今回のケースというのは特殊なんですけれども、その忠魂碑そのものが、例えば倒壊する危険があるかとか、修善寺東小の子供たちが通るところにもあるわけなんですけれども、そういった過失責任というか、本当に倒れる危険性がないのかその辺りは、今後、予算計上するなどして検討しなければならない。その上で補修の必要性があれば、考える必要があるかと思います。

○Q 忠魂碑は初めて勉強させてもらいました。歴史があるんだなと思って具体的にお尋ねします。やっぱり考え方をしっかり我々も持つ必要があるなと思うんだけど。忠魂碑が立てられた背景とか言ったときに、別にこれにこだわるわけじゃないんですけど、憲法 20 条の問題と憲法 89 条の問題がどうなんだろうなと思いながら見てたら、この問題で訴訟になっているところもあったし、そもそも、伊豆市として忠魂碑っていうのはどういうふうに建てられたのか、いろいろ勉強しているんでこれで終わりますけど、歴史的に供養塔とはちょっと違うのかなというふうに僕は判断したんですけど、そうすると忠魂碑っていうのはどう見ていますかっていうところだけちょっとお話を聞かせてください。憲法 20 条、89 条との関係で。

○A 忠魂碑の裏の方を見ますと、戦没者の名前が刻まれています。そういうことも踏まえて、戦争のいろいろ苦勞なさった、亡くなった方のことも思って、そこは粗末にはできないと思ってますので、今後どういう形で残すのか、維持していくのかというところは、今後非常に大事になってくるかなと思います。

○Q そもそもこの補正予算を出すその忠魂碑ってのは何ぞやっていうことをしっかりしておかないと大事な問題かなと私思うんですね。先ほど言った慰霊碑とも違う、忠魂碑っていうのはいわゆる明治維新以降のいろんな戦争の中で、英霊として称えたということで、別にそこは僕自身もこだわってないんだけど、忠魂碑そのものは、国とか天皇に忠義の心を高めること目的にして建てられたんだよっていう歴史的背景があるから、その意見を二分するんじゃないんだけど、どういうふうにお考えなのかなと思ったんです。ちょっとお考え聞かせてください。

○A おそらくですけども家族とか、いろんな思いがあって、この忠魂碑をみんなで建てたと思うのでその辺をどういう維持をしていくっていうところが、今後難しいところだと思うんですけども、やはり今後の若い方にも、こういうことがあったということを遺跡じゃないですけども残す必要があるのかなと思います。

○Q 道路のことですけども、私もあの場所がどこにあるのかあんまり知らなくて、昨日やっと見つけて、市道から忠魂碑へ入っていく道路ということで、今度工事されるということが、昨日見させていただいたときに、市道っていうのもよくわからない。先を見たら橋があったりするので、これが道路かなみたいな感じだったんです。その民有地になったということで見たときに、忠魂碑に、市道から入るつもりで見ると、その左側に、多分そこのお宅の方だと思うんですが、車が止めてありました。そうしますとその道路の取り付け方とか、どういうふうにするのかなとか、その道路をつくるあの土地は市で買わないとつくれないのかなと思ったんですけど、その辺ちょっと教えてください。

○A すぐ道路と私有地が接していますので、その部分からスロープ的じゃないですけども、道路のところから降りて正面に回ってくというようなことで考えています。そこはもともと市の土地になります。

○A 市道に沿ってもともと市の土地が道に接しているわけなんですけど、その接しているところから私有地を回っていかなければ入れなかったということで、直接入れるようにするだけなので、土地の所有とかは一切関係なく、道から入れるように綺麗にするということになります。市道から忠魂碑の方に直接入るように、家を通らないで入るようにするという工事になります。

○委員長 私の方から申し訳ないんですが、先ほど来から社会福祉課長が答えてるところの大半の忠魂碑については、市有地ですよ。市有地っていうのは、市立の方の市有地という考え方を持ったんですが、私の土地じゃなくてよろしいんですね。

○A そうです。官地になります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) あり

(討 論) なし

(採 決) 挙手全員。原案認定。

議案第 67 号 伊豆市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

（補足説明）なし

（質 疑）なし

（委員外議員）なし

（委員間討議）なし

（討 論）なし

（採 決）挙手全員。原案認定。